

## 民俗資料の収集と廃棄の基準を議論するための事例紹介

Case studies to discuss standards for the collection and disposal of folk materials

宇仁 義和・本間 浩一・持田 誠・石井 淳平  
Yoshikazu UNI, Koich HOMMA, Makoto MOCHIDA  
and Junpei ISHII



## 【研究ノート】

## 民俗資料の収集と廃棄の基準を議論するための事例紹介

## Case studies to discuss standards for the collection and disposal of folk materials

宇仁 義和<sup>※1</sup>・本間 浩一<sup>※2</sup>・持田 誠<sup>※3</sup>・石井 淳平<sup>※4</sup>Yoshikazu UNI, Koich HOMMA, Makoto MOCHIDA  
and Junpei ISHII

キーワード：収蔵庫、コレクション、管理、地方博物館、公立博物館

## はじめに

我々の研究グループ「民俗資料保存活用研究会」の、目的の一つは量産品を含む広義の民俗資料の保存整理の方策について指針を示すことである。とくに地方の小規模館を念頭に、実際の予算や人員、施設といった制限要因のなかで最大限かつ長期間の資料保存が可能な方策を提言することを目指している。博物館が資料を永久保存するのは理想論である。しかし現実には、本意では無い形での無秩序な資料廃棄が不可避となる可能性が存在する。たとえば、経営判断や財源不足による博物館の閉館や組織の解消、倒産や廃業による設置団体の解散、人口や税収の減少による自治体合併などによる設置者の消滅という事態である。博物館が存続したとしても、保存施設の劣化や収蔵スペースの不足、そして保存環境の維持ができないなどの施設や設備の悪化、職員や関連企業の不足による保存努力の中断など人員や組織の縮小などが考えられる。このような事態をあらかじめ想定し、学芸員を含む博物館関係者が自ら収蔵資料の移転や廃棄を検討することが必要と考える。

博物館の収蔵庫が限界を迎えつつある状況は「日本の博物館総合調査」でも繰り返し示されており、博物館関係者の間では広く共有されていたが（日本博物館協会 2020: 57）、一般にはさほど知られず経過していた。状況が変化したのは、2018年7-8月に鳥取県の北栄町歴史民俗資料館（北栄みらい伝承館）が、除籍予定の562点の資料を用いた「お別れ展示」を実施、除籍資料を教育機関や100人を超える個人に譲渡したことをNHKなどが全国報道してからである（杉本

2019: 10-18、樫村 2024: 64-72）。収蔵庫問題を論じた2024年5月25日に開催された法政大学資格課程によるシンポジウム「博物館の収蔵コレクションの現状と課題を考える」<sup>(1)</sup>は各方面から注目を集めるに至った。

博物館関係者の間でも資料の廃棄について現実的な課題として受け止める議論が現れるようになった。たとえば、北栄町のお別れ展示の資料選別に関わった樫村（2024: 69-72）は、資料数の増加に合わせた収蔵庫の拡張が理想であるが、現実問題として収蔵庫容量の増大が見込めない状況では、博物館の収集活動の継続には資料の譲渡や廃棄などにより収蔵資料の点数を減らすことが必要となると説明している。つまり、博物館の基本機能である保存を継続するには収蔵庫の拡張が必要であり、もし現状の収蔵スペースのまま新規資料を受け入れるならば、既存の資料を外に出すことが不可欠となる。資料の廃棄や処分は特殊な事情で生じるのではなく、どの博物館でも想定しておく事案との解釈である。

物体をそのままの形状で永久保存を目指す「博物館学的保存」と記録採取の後には物体は廃棄される「記録保存」の中間に位置する「緩やかな保存」（川邊 2022, 2024）の提案など、資料の廃棄を正面に据えた場の設定、従来の収蔵庫での形態保存以外の方法も議論されるようになった。

一方、北海道では江別市郷土資料館のアスベスト汚染を理由にした収蔵資料の数百点に上る廃棄が行われたことを報じた2023年10月の新聞記事やテレビのニュースがあり、2024年7月には奈良県知事が定例

※1 東京農業大学生物産業学部

※2 慶應義塾大学システムデザイン・マネジメント研究所

※3 浦幌町立博物館

※4 北海道博物館協会学芸職員部会

会見において奈良県立民俗博物館の資料の廃棄を検討するという発言は、再び資料の廃棄を否定するような声明や論述を引き起こしている。このような状況に対し、本論の著者たちは、廃棄や譲渡など資料を博物館が手放す措置も選択肢として残した上で冷静な議論を進めていくべきと考えている。

本論の目的は、博物館資料に関する収集や廃棄の指針を定めるための規則や要綱、議事録や報道記事を整理し、学芸員や博物館関係者が資料の収集指針や廃棄基準を議論するための参考資料を示すことにある。高所から見た抽象的な提案や大枠の指針では無い。実際に廃棄した事例を紹介し、具体的な内容を整理することにより、個々の博物館が自ら資料収集の方針や廃棄に至る方法を定める際の道しるべとなることを目指している。インターネットに埋もれていた事例を教材として関係者や設置者が議論を進められることを願っている。全国各地の博物館がおなじ議論を繰り返すことを回避したいという思いが根底にある。

## 材料と方法

本論で対象とした資料は、家内工業的な量産品から家電などの大量生産品までを含む広い意味での民俗資料(宇仁 2024)である。この資料に注目した理由は、現在の廃棄の一番の議論となっている資料であることによる。想定している博物館は、多くの民俗資料を抱える市町村立の公立博物館や資料館である。博物館法での位置付けは問わない。むしろ学芸員不在の類似施設の資料館こそ無秩序な廃棄が心配される。また、これらの博物館が所蔵する民俗資料は、そのほとんどが寄贈により博物館が受け取ったという共通性があり、後述する事例でもここがひとつの論点となっている。

記述の方法は、インターネットで公開されている博物館資料の廃棄や除籍に関する報道、資料収集の条例や規則要綱などを収集紹介し、そこから資料廃棄が生じる場面を明らかにして問題点や課題を抽出する。それは理論的なまとめに向かうのではなく、個別の博物館や学芸員が資料収集や廃棄について議論する材料として使うことを想定している。なお、紹介した事例

は民俗資料保存活用研究会のウェブサイトのトップページ<sup>(2)</sup>にも掲載している。トップページの内容は、2023年10月に開催した横浜フォーラム2023「フランスから考える民俗資料の収集保存と活用方法」の案内、研究の目的と内容、資料の廃棄に対する考え方、そして本論で紹介する「ネットで読める民俗資料の収集方針」と「資料の廃棄や処分を明記した条例や規則、要綱など」「資料の廃棄処分の実施または検討および関連報道」となっている。

## 1. 奈良県立民俗博物館をめぐる発言と発表の整理

### 1) 知事の発言を巡る報道と反応

最初に資料の保存に関して大きな影響を与えた奈良県立民俗博物館を巡る報道や発言を整理する。とくに2023年5月に就任した山下真奈良県知事の会見記録を注目したい。奈良県立民俗博物館は2024年7月15日をもって空調設備の故障を理由に休館した。新聞やテレビの報道で知事の発言として強調されたのは「価値のないものも受け入れてきた」「収蔵の基準と展示のあり方を休止中に検討してほしい」(朝日新聞7/11 デジタル版のリード)<sup>(3)</sup>、「明確なルールを決めたくて、価値のあるものは残して廃棄することも検討する」(NHK7/10 デジタル版のリード)<sup>(4)</sup>などであった。これらの報道の力点は、同館の収蔵資料の文化財としての価値、そして資料は廃棄の検討、この2点であった。

これらの報道を受け、日本民具学会は7月18日に「民具(有形民俗文化財)の廃棄問題に対する声明」を発表<sup>(5)</sup>、日本民俗学会に所属する識者も否定的意見を7月24日に寄稿している<sup>(6)</sup>。両者とも対象は民具である。主張はともに、一見同じに見える資料も多数集めることで地域性や多様性が見えるようになり、群としての資料は価値を増すというものである。

### 2) 発言にみる知事の資料への認識

2024年7月10日の知事定例記者会見の記録<sup>(7)</sup>を見ると、休館についての発言は朝日新聞記者からの質疑応答の形であったことがわかる。休館について、記者向けの配付資料に含まれていたのかは奈良県の公式

サイトでは不明である。記者の質問に対する知事の回答は下のとおりである。

県民から引き取ってくれという要望を受けてとか、議員を通じて、そういう要望があつて断れなかったみたいな話で、要するに頼まれたら全部引き受けてた」「スペースもないので、どういふものは残して、どういふものは残さないのかということ、明確なルールを決めた上で、価値のあるものだけ残して、それ以外のものは、廃棄処分するという含めて検討せざるを得ない」「どういふ展示方法が適切なのか [中略]、再度の開館時期は不明」といふものであつた。資料の処分に対する寄贈者の気持ちへの考えを問われると「例えば何らかの文化的な価値がないものをただ求められるままに受け入れてきたという、そういう在り方自体に、私は問題があつたと思います。物を保管するというのはコストがかかるわけですから、県が引き取って保管するに見合うだけの価値のあるものしか、本来は、私は引き取るべきではなかつたんじゃないかなと思います。だから、その当時の政策判断が間違つていたと私は思います。

知事の発言の論点は、収集基準の策定、受入方法と廃棄の検討、文化的価値と保管コストなどであり、加えて適切な展示場所について言及するなど理想論を現実落实到し込む行政の立場としての妥当性はあるだろう。

続く7月30日の定例記者会見では、奈良県立民俗博物館や収蔵施設の状況や今後の計画について、前回の会見の報道をよりも踏み込んだ発言内容となっている<sup>(8)</sup>。発言は説明資料に沿つた内容であり、行政職員との協議を経たものと推測される。なお、記者会見に向けて作成された説明資料「奈良県立民俗博物館の展示室一時休止—民俗資料の収集・保存のこれまでと今後の方向性」<sup>(9)</sup>は、今後、博物館が収蔵状況を説明する資料を作成する際には大いに参考になるまとめであり、施設概要、資料数の経過、圏域と全国的な状況、方向性の説明、選別のフローチャート、コスト計算、

収蔵品の概要、現況写真などから成る極めて良く作られた資料と捉えている。

にわかには注目を浴びた奈良県立民俗博物館であるが、同館が休館した理由は空調設備の修繕であつた。空調設備の故障は荒井正吾前知事の任期中(2007年5月—2023年5月)に発生しており、2023年7/23—9/11の夏季に空調の故障を理由に休館している<sup>(10)</sup>。

同館の建物は、1974年の竣工である。博物館の建築は大きな梁によって空間が区切られ展示の変化に対応し自由動線が確保できるように設計されたという(戸尾1975)。展示室の照明は天井からのスポットライトのみで数が不足しており、展示資料に近づいて見ようとすると頭の影ができる<sup>(11)</sup>。これらの照明の不備については開館後50年の間に改善されてこなかつたことになる。高額なケースは無く質素なケースばかりで、解説用のグラフィックも数が少ない。これらは開館後の予算不足が続いていたことをうかがわせる。同館の資料保存の問題は前知事の時代から存在しており、前任者は積極的な解決策を見せずに放置していたといえるかも知れない。

## 2. 博物館資料の特徴と廃棄に関する基準

### 1) 博物館資料の価値を分解する

資料の収集や廃棄を考えていくために、改めて博物館資料の特徴を押さえておきたい。「資料の価値」は、廃棄や譲渡に関しての議論のしどころである。

まず、博物館学での博物館資料の認識を見ると、博物館の資料とそれ以外の文物や自然物との差異を一律に定義することは困難であり、そのためか博物館学では博物館資料を議論することがあまり無かつたというまとめがある(布谷2002)。この論文が発表された2002年以降の本誌「博物館学雑誌」の巻号には、博物館資料の定義を議論した報告は見当たらない。一方、博物館の事典では「博物館学事典」(松浦・吉田1996: 144)の記述が詳しく、

その博物館の収集方針に従つて、博物館活動を行う上に必要な〈もの〉と〈ものに関する情報〉

が体系的に研究され（あるいは研究対象となりうる）、収集され、整理され、いつでも利用できる状態にあるものをもって「博物館資料」という。としており、具体的作業としては

博物館に収集された〈もの〉は、受入の事務手続きを経て、収集記録が作られ、保存科学的な処理がほどこされ、資料登録され、整理分類され、記録とともに保管され、活用される。この過程を経て「博物館資料」となる。

としている。この定義は理想型である。しかし実際には、未登録の受入資料も博物館資料として認識されているのが一般的であろう。結局、博物館資料とは、博物館法第2条で示すとおり「博物館が収集し、保管し、又は展示する資料」と定義することに落ち着くと考える。

民俗資料に紐付く情報は自然史資料に比べて幅広く多様である。代表的なメタデータである日付にしても、作成、使用、収集、受入、登録、と多様であり、資料そのものの来歴と博物館側の取り扱いにより様々な日付データが生成する。さらに、資料の情報としては収集以前の来歴や受け入れ後の利用も加わっていく。ここでいう来歴とは、資料の個別性の物語であり、たとえば一見同じに見える民俗資料であっても自然災害や戦災といった歴史的な被災、様々な分野や地域的な著名人による使用歴や書き込みの存在、当該資料に関する地域での伝承や言い伝えなどが資料の価値を高める場合がある。利用とは、受け入れ後の展示機会の有無や展示室での特別な扱い、他館への貸し出し、メディアへの登場機会、観光資源としての有用性などであり、これも資料を価値付ける情報となっていく。同じような資料、大量産品であれば同一資料であっても、来歴や経歴によって資料の唯一性や独自の価値が高まる可能性が存在する。

次に物体としての価値を考えると、作品や製品としての破損や欠損がない完全性、作品や大量生産品であっても現存物としての唯一性、機能や性能そして寸法など技術的な飛躍的進歩の体現などが挙げられる。

つまり、資料の価値は、大きく分けると物体と情報

の二面性からなっている。物体としての完全性や破損の程度が同一であっても付随情報によっては価値が高まる場合があり、さらには自治体レベルの歴史的事実として唯一無二の資料である可能性が存在する。

民俗資料の場合、資料の価値は多様で重層的であるが、①唯一性、②道具として完全性、③博物館との整合性、④学術的重要性、⑤資料そのものの来歴や使用歴、⑥地域の伝承や言い伝えなどの地域情報での出現、⑦集客性や観光目標、などが存在し、それぞれが資料価値を高める。仮に資料の廃棄や譲渡を決断するならば、これらの資料の価値を計量する必要がある。

## 2) 博物館の理念や基準のなかの廃棄

博物館資料の廃棄は可能なのだろうか。海外ではフランスの場合、日本の登録博物館に相当する「フランス博物館」の名称が付与された博物館では登録資料は「行政財産」と位置付けられ、資料の廃棄は法律上できない（福井 2004: 101）。そのため、当該の博物館では資料を収集した後の登録に非常に慎重になり時間を掛けて審査する、場合によっては登録をしないという選択が取られることがあるという（ベルトン 2024）。

本論は日本の公立博物館を議論の対象とするので日本の法令や国際的な規定や勧告を概観して資料の廃棄の扱いを抽出する。

### ①博物館法

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号、施行日：2023年4月1日）では第3条（博物館の事業）に資料に関する規定がある。資料に関する行為で記されるのは収集、保管、展示、電磁的記録の作成と公開、調査研究、出版物の作成、相互貸借である。条文そのものには廃棄や譲渡という語は出現しない。交換は第3条2で「情報の交換」として現れるだけである。同様に、博物館法施行令（2023年4月1日施行）や博物館法施行規則（2023年4月1日施行）にも資料に関する廃棄や譲渡という語は出現しない。博物館法では、資料の廃棄譲渡交換は想定外といえる。

### ②文化財保護法

文化財保護法で資料の語は4回出現する。第2条(文

化財の定義)の「考古資料」と「歴史資料」、第95条(埋蔵文化財包蔵地の周知)の「資料の整備」、および第183条の9(協議会)の「資料の提供」であり、廃棄や処分への言及は無い。なお、現在の文化財保護法に「民俗資料」の語は無いが、第5章で規定される「民俗文化財」の語は、過去には「民俗資料」として用いられていた。同法では両者は同じ意味を持つが、「民俗文化財」は第2条3の定義によると有形物は民具と家屋その他の物件であり、博物館の「民俗資料」の広がりよりも限定的である。

### ③ ICOMの倫理規定

イコム職業倫理規定2004年10月改訂では、廃棄や譲渡について2.12–2.18項で記し「収蔵品の除去」という見出しを設けている。各項のタイトルは下のとおりで、資料の除去や譲渡交換返却、さらには売却による金銭収入についても博物館の法的権限や公的な信頼の確保、記録の保存、さらには他の博物館への譲渡を優先するなど十分な条件の下で認めている。

2.12 処分に関する法的もしくはその他の権限

2.13 博物館の収蔵品からの除去

2.14 放出に対する責任

2.15 収蔵品から除去された資料の処分

2.16 収蔵品の処分からの収入

2.17 放出された収蔵品の購入

ただし、あくまでも例外的な措置である

### ④ ユネスコ2015年勧告

廃棄や処分の言葉は無い。

以上見てきた博物館に関する法令や基準、勧告での資料の廃棄の扱いは、想定外または最終的な選択肢となっていて、絶対的な禁止事項ではない。このことを再確認しておきたい。

## 3. 廃棄に関する報道や記録

博物館資料の廃棄や譲渡についてインターネットで閲覧可能な事例を紹介する。資料の種類は問わずに検索したが、得られた情報は民俗資料が大半であった。民俗資料が大型で場所を取り、学術的価値が一見不明瞭

なため廃棄されやすい、廃棄が話題になりやすいことの反映だろう。例外は、奈良県立大学に寄贈された植物標本が意図的に廃棄された例<sup>(12)</sup>であった。これが判明したのは今年2024年3月であるが、7月になって寄贈した団体が要望書を提出し<sup>(13)</sup>報道に至ったのは、奈良県立民俗博物館の問題を機会に再度問題提起したものだろう。

報道記事に加え、資料の廃棄に関する記述は博物館協議会など委員会の議事録などにも収録されていた。資料の廃棄事例は、よく知られる事案以外にも全国のさまざまな場所で存在していたことがわかる。冗長な部分もあるが、インターネットの元資料に遡る手間を省くため、前後関係がわかるように引用した。

### ○北海道の事例

札幌近郊の江別市郷土資料館旧大麻文化財整理室で収蔵資料が建物ごと廃棄されたことが2023年10月に判明、当時の教育長のおわび<sup>(14)</sup>に続いて解体前の収蔵庫の映像と解体後の更地に文化財関連団体と当時の館長へのインタビューを加えたテレビニュース<sup>(15)</sup>や新聞記事<sup>(16)</sup>などが続いた。当初「収蔵品のリストも作成していなかった」という教育委員会の発表がそのまま報じられたが実際には存在し、作成していた台帳と現存資料を突合することで廃棄された資料が明らかにされた<sup>(17)</sup>。写真付き台帳やデータベースの重要性が改めて認識できる例でもあった。最終報告書は2024年9月3日にインターネットで公表されている<sup>(18)</sup>。

### ○宮城県の事例

2020年6月7日に登米市米川公民館が展示してきた民具を無償譲渡する「古民具市」がおこなわれた<sup>(19)</sup>。当日は延べ150名の来場者があり大盛況だったという<sup>(20)</sup>。公民館という社会教育機関での展示であるため本論に含めた。

### ○神奈川県事例

川崎市市民ミュージアムが2019年10月の令和元年東日本台風で地下収蔵庫が浸水し、2023年12月末までに7万3千点を超える資料が処分された<sup>(21)</sup>。

茅ヶ崎市博物館では協議会の会議録に、旧文化資料

館の解体売却に伴う資料移転の際に収蔵資料 580 点を廃棄したことが触れられている。廃棄に関する会議でのやり取りを全文引用する。事務局、つまり博物館側は資料の経過を述べる際に廃棄と明言せずに「記録保存」という言葉で用いて説明し、委員が「記録保存というのは廃棄を実施した、ということでしょうか」と問われて「はい」と回答、そこから廃棄の事実報告がなされた。

令和 5 年度第 1 回茅ヶ崎市博物館協議会会議録<sup>(22)</sup>

そうしましたら、議題の 4「旧文化資料館収蔵資料について」に移りたいと思います。

○事務局

昨年度、文化資料館から博物館へ資料の移転を行いましたので、その概要について説明します。

昨年の四月から今年の三月にかけて行いました。旧文化資料館・梅田収蔵庫・鶴が台小学校校舎内の、3カ所からの移動を行いました。運搬にあたりまして、まず燻蒸、次にクリーニングと同時に資料台帳と付け合わせ、その後、梱包、搬出、博物館搬入、燻蒸という工程をとっています。運搬業者は実績のある業者を活用しました。

自然・考古のたくさんの資料をまず 4 月から 7 月で、梅田収蔵庫の民俗関係の資料を 9 月から 2 月でおこなっています。鶴が台小学校については 1 月から行いました。博物館での開梱は運搬状況を見ながら随時行っています。

(中略)

旧文化資料館の収蔵資料は、整理済み資料と未整理資料、資料番号が未附番の資料等がありました。特に民俗資料は保存状態が良くないものも多くありました。

民俗資料などは同種類の資料が多くあり、整理を進めていく必要がありました。受け入れ番号の確認、罫などなら柄の部分に資料番号があるものも多くありました。番号が無ければ、紙などに書いて整理しました。次に資料の破損状況の確認、破損が少なければ、同種類の資料の点数の確認(同じものはどれくらいあるかどうか)、罫であって

も形状、使用された場所などの違いにより整理し、同種類の資料の点数がなければクリーニングをして博物館へ搬入しました。もう少し保留してみようとなる資料については、文化資料館へ資料を集約していきました。同じ罫でも地域別に選別して、地域に偏りが出ないように精査していきました。この作業の中で、資料台帳を確認してさらに地域の偏りなどについて精査しました。

文化資料館での資料の梱包は 2 月に終わりました。3 月から 7 月までは文化資料館に一時保留として集約した資料の再整理作業を行いました。再整理については、保存状態良好かつ博物館におなじ種類の資料がないとなれば博物館へ移転しました。しかし破損の状況がひどい場合は記録し、スケールを入れて写真撮影しました。墨書などにより来歴が分かる資料に関しては部分保存ということもしました。

記録保存との例としては、『半切り』は割れ、虫食い、汚損、破損などのため、記録保存しました。『もみすり機』は割れ、欠損、虫食い、変色、カビ、汚損によりラップで巻かないと崩れてしまい、動かせない状態であった。墨書が認められたため、部分保存しました。最後の再整理として、このような作業を行いました。説明は以上です。

○事務局(補足)

文化資料館で所管していた資料は博物館に移転しました。民俗資料の整理は非常に難儀したところでした。それを 3 月までに行わなければならなかった。文化資料館の解体までに終了しなければならなかった。そうした中で、こうした手法をとりました。

○丹治会長

記録保存というのは廃棄を実施した、ということでしょうか。

○事務局

はい。梅田収蔵庫の資料のうち、直接博物館に搬入せず一旦文化資料館に運んで整理・確認したものの中には、正直どうにもならないものがいく

つかありました。番号もない、虫食い破損汚損がひどいものについては廃棄しました。再精査が必要なものは博物館に運び整理作業をします。正直木製品の虫食いがひどく、番号もなく、何の資料かもわからないものについては、説明のような処置を行いました。

○田尾委員

点数はどれくらいでしょうか。

○事務局

点数でいえば 580 点です。それが何であったのか、可能な限り追跡調査もやっております。

○田尾委員

梅田の収蔵庫の 2 階に置いてあったものは、文化資料館の所管になりますか？

○事務局

民俗資料についてはそうです。

○田尾委員

梅田の収蔵庫は、もともと考古資料のようにそうした手当を施さない資料が基本的に置かれる場所と思うので、状況は分かりました。

○浜野委員

こちらの収蔵庫、うらやましいのですが、今後のことを考えて出来るだけ収蔵場所を作っておかなければならない状況でしょうか。そうした中での判断でしょうか。

○事務局

2 点ありまして、本当にどうしようもないものがあります。収蔵すべきものなのか一旦精査したほうが良いのではないかと。そこで、直接搬入せず一旦再精査を行いました。

また、有限である場所にいきなりすべての資料を入れてしまっているのか？議題 5 にもつながっていくのですが、今後の資料収集の指針を明らかにする必要性を感じました。収蔵庫の使い方の指針も必要なのかもしれませんが、暗中模索しながらやっています。

○浜野委員

鍬や鋤など点数が多いですし場所も取るので、

精査する必要があることはわかります。またまんべんなく地域を選ぶ努力もよくわかりました。難しいですが、細かい違いもあるので、地域差、個体差もあるので、数は多い方が資料としてはいい。やはり受け入れの時にデータを残していくことが大事。同じような状況になっている博物館として、非常に興味深く聞きました、できるだけ努力は引き続きしていただくことが良いと思います。

廃棄については pp.14-16 の議題 4「旧文化資料館収蔵資料について」の部分に記述されている。

#### ○長野県の事例

筑北村では 2023 年 3 月 12 日に将来の解体廃棄が決まっている西条の村収蔵庫（旧本城村民俗資料館）の収蔵資料の無償譲渡会が開催された<sup>(23)</sup>。この事例では、2,200 点余りの収蔵品のうち 1,200 点を住民に譲渡すると決めたものの実際に譲渡されたのは 185 点に留まり、他は廃棄されたという（川邊 2024）。

#### ○石川県の事例

輪島市では 2011 年 12 月 4 日に解体予定の輪島市民俗資料館の所蔵資料が売却された<sup>(24)</sup>。

#### ○愛知県の事例

豊明市歴史民俗資料室が 2019 年に資料の廃棄をおこなっている。それに先立ち広報紙で「民俗資料の整理」という記事を掲載、「破損の程度が著しいものなどについて、処分を検討しています。ご理解をお願いいたします」と周知している<sup>(25)</sup>。市の文化財保護委員会議事録によると、選別はおそらく地元の郷土研究のような研究会が実施、民具の専門化の意見を求めるべきという発言があった<sup>(26)</sup>。

平成 30（2019）年度第 4 回豊明市文化財保護委員会会議録

#### (4) 民俗資料廃棄に伴うリスト化について

- ・事務局説明。2 月末現在で民具総数 2,398 点の内 5 分の 1 を廃棄対象としてリスト化した。今後も未着手の場所があるため、随時リストに上げていく予定である。
- ・歴史民俗資料調査研究会が廃棄の選別を行った結果を踏まえての一覧となっているが、種類が

同じ物でも貴重な物である可能性がある。民具の専門家の意見を通して廃棄の選別を進めていくとよい。

- ・広報3月号で過去に収集した民具を処分する旨の内容を掲載し承諾いただいているが、写真、リストを取っておき、廃棄する時に後付けが分かるようにしておく必要がある。廃棄は慎重に進めていく必要がある。
- ・他に引き取ってもらう方法は業者によって転売される可能性があるので難しい。

### ○鳥取県の事例

全国的な報道の先駆けとなった北栄町歴史民俗資料館（北栄みらい伝承館）が2018年8月に実施したお別れ展示がよく知られている。その経過は東京大学主催の第18回文化資源学フォーラム報告書「コレクションを手放す」に収録の記録（杉本2019）や東京文化財研究所「民具を継承する 安易な廃棄を防ぐために」に収録された報告（檜村2024）に詳しい。北栄町の資料館運営委員会の事前のやり取りの記録<sup>(27)</sup>は下のように簡素であった。投稿時にはインターネットから削除されていたので固有名詞は伏せて掲載する。

平成30年度第1回北栄町歴史民俗資料館運営委員会議事録

(2) 収藏品保存整理について委員長：では事務局お願いします。

委員長：ご意見、質問がありましたら。

委員：除籍に関して。競売？焼却処分？

主幹：引取り、活用される方があれば譲渡します。

課長：除籍の周知としてお別れ展示を実施する。状態の良いものは残す。部品取りのものも残す。展示して希望があれば譲渡。残ったものは除籍になる。

団体代表：○○収蔵庫は全く使用しないのか。

課長：○○には集会所と小体育館があり、集会所は全く使用しない。集会所のものは旧□□庁舎と△△収蔵庫へ。

### ○愛媛県の事例

伊予市教育委員会が将来の廃棄や処分について検討が必要なことを文化財保護審議会で報告議論している。これも長文となるが該当部分を紹介する。

令和3（2021）年度第1回伊予市文化財保護審議会議事録<sup>(28)</sup>

協議事項などの結果要点

[中略]

今後、歴史資料の受け入れは重複や重要性を考えて慎重に行う。受け入れは文化財指定を念頭に指定基準に準じたものとすべきであり、何でも無分別に受け入れない。

・既に所蔵する歴史資料（主に民具類）については、「伊予市指定文化財の指定基準に関する要綱」に則して仕分けする。次に、重複する民具等の確認をして整理していく。最後に、基準外となった民具類については、こういった民具が伊予市にありますと情報提供し、場合によっては譲渡や、重複品・痛みが激しい資料の廃棄等（調書や写真による記録を残すのが前提）も考えながら利活用し、整理発表する。

寄託資料は廃棄等の対象ではない。寄託資料は相続の確認、相続人への連絡、所有権の移転等について手続きを進める。

[中略]

(2) 寄贈・寄託を受けた歴史資料のうち、民具類取扱いに関する現状・課題（資料9, 27-34頁）

（事務局2）それでは、資料27頁をご覧ください。現在、伊予市で寄贈もしくは寄託を受けた歴史資料は多数ございます。歴史資料、民俗資料、行政資料を指します。そのうち未指定のものについては、調査研究を重ねて最終的に指定して保存活用していくとの流れになると思いますが、現状未指定の歴史資料で寄贈寄託を受けているものについては、伊予市教育委員会の歴史資料取扱要綱で取り扱うことにしています。歴史資料については、収集して基本帳簿、目録を調整して、小学校等の授業の見学を受け入れ、文化財専門員が解説

するなど利活用をはかっています。しかし一方で、ほとんどの民具類は旧野中小学校、旧永木小学校の教室等を利用して保管されており、校舎の老朽化で雨漏りが発生し、基本的に使われていない校舎ですので十分管理が行き届かないなか保管していますので、そういった問題から、将来的には老朽校舎の取り壊しも想定されます。それに伴う保管場所移転、そして、ものすごい数の民具類をお預かりし、寄贈をお受けしておりますので、キャパシティの問題から、今後適切に整理していく必要があると認識しています。

今回、審議会の各委員にご認識いただくと共に、今後の方向性をお示し、それにそって整理、分類、活用を図るということで、御了解いただきたく、今回説明させていただきます。

課題解決のための手法としては、以下の方法を考えます。まず、基準の確認ですが、未指定の歴史資料については、どのようなものを頂くか、お預かりするかという明確な基準がありませんでした。ただ、それらしいものはありまして、要は「指定文化財の指定基準」です。これを資料 28 頁以降に掲載しました。この「伊予市指定文化財の指定基準に関する要綱」に則して、まず基準を確認していきたいと思えます。具体的に民具の基準については、資料 30 頁下部から 31 頁前半の有形民俗文化財にかかる指定基準です。ここに書かれているものが基本的に該当するものと思われま。それに照らし合わせて仕分けをしていくというのが、ふたつ目の段階になります。基準に基づく現有民具の仕分け作業の確認をしつつ、また同じものを沢山お預かりしている場合は、重複の確認をして整理していきます。3 目ですが、寄託民具などの所有者確認と、処分等について。処分というのは廃棄ではなく、どのようにするか決めるということですが、所有者不明・所有者が亡くなっている場合は、相続の確認、相続人への連絡、所有権の移転について手続きができていないと思われま。現状、民具類の寄託等扱いのもの

が 30 点ほどございますので、相続人を確認する作業が必要となります。

また、4 番目、基準の確認による仕分けの結果、基準外となった民具類の利活用・処分です。「こういった民具が伊予市にあります」と情報提供し、場合によっては譲渡や重複品の廃棄等も考え、情報提供しながら利活用し、整理発表していく段階です。

最終的に一番下、目録の整理と公開ということで、保存利活用のために情報整理し、ホームページ上などで公開していくというかたちで課題解決を図っていきたくです。現状、具体的にこれらをどうするかという情報をお示しできませんが、現保管場所の旧野中小学校・旧永木小学校については、老朽化著しく、近い将来、必ず処分をやっていかないといけないので、今の段階から粛々と作業を進めていきたいと思えます。委員の皆様には、基準について、このように照らし合わせて選別していくと御認識、御理解をいただきたいと思いまして、今回、「その他」でご説明しました。

本来、それぞれの歴史資料は価値があるものとしてお預かりしているので、場合によっては、それらを指定文化財としていくのが基本的な流れになります。調査研究をしていく作業のなかで、指定に該当しないものについての整理処分を図っていかないといけないということを、御認識いただければと思えます。以上です。

[中略]

(委員 1) 私は全国に学芸員の仲間がいますが「同じようなものを集めるな」と言われます。宇和の愛媛県歴史文化博物館では、良いものだけ集めていました。そのような方法で収集しなければいけないです。はっきり言って、ゴミに等しいものもあるので、人が持って来たものを何でもかんでも集めるわけにはいきません。そのために学芸員がいるのですから、今後は、そういうことも考えて、なんでもかんでも受け入れることは遠慮してください。

以前もお話ししましたが、最近では愛媛県歴史文化博物館では、昔のテレビとか家庭用品も収集対象として、私も選別について相談を受けています。特に最近のものは、受け入れ制限をお考えいただきたいです。

(事務局 2) 委員 1 が仰る通り、同じものを収集する重複については、場所の問題もあります。

(委員 1) 寄託資料の処分はダメですが、伊予市が所蔵している資料のなかで痛んでいるものについては処分も可でしょう。

(事務局 2) 現況の台帳をもとに整理していますが、壊れているもの、破損しているものを処分しつつ、活用を図らないといけません。

(会長) 委員 2、どうですか？どこの市町も頭が痛いと思いますが。

(委員 2) 先ほど、伊予市で未指定文化財の調査とありましたが、実はこれ、他の自治体ではしていないです。保存もしていない。この点で伊予市は非常に素晴らしい活動をしていますので、継続していただきたいです。そのうえで収蔵場所は問題ですので、委員 1 が仰る通り、選別が今後必要かと思えます。この時、先の民俗文化財と同じで、もし無くなる、捨てるとなった場合も、調書や写真など記録をとっておくのが重要と考えます。

(会長) ひとつの基準、手法が示されましたので、それに従って少しずつ整理していきます。スタートに入ったと思います。いずれにしても、すぐに解決はしませんが、少しずつ進めていくということで。コロナ禍で困難ですが、現地を見ていただくということで整理に御協力いただければ。よろしいでしょうか？

#### ○宮崎県の事例

2014年7月に木城町教育委員会が公民館に展示していた預かり資料を廃棄したことが問題となり地元紙で報道された<sup>(29)</sup>。廃棄資料は281点に上り、2016年7月には「木城町文化財処分問題第三者委員会」が記者会見を開いた<sup>(30)</sup>。10か月の間に10回開催された。

町議会の議事録には新聞取材に答えた廃棄資料の点数が二転三転したことを初め議事が紛糾したことが記されている<sup>(31)</sup>。

以上が2024年4-9月にインターネットで入手できた博物館資料の廃棄や譲渡の事例である。これを見渡すと、ICOMの倫理規定と同様に学芸員や文化財担当者が記録の採取など「記録保存」を施した上での資料の除籍や廃棄を行っていた例が多く見られる。反面、博物館や学芸員が介在していても内容を検討しない一斉廃棄もあった。さらに寄託資料の廃棄では議会で大きく問題となった例もあった。

民俗資料は指定文化財でない場合でも廃棄を実行するとすると話題を呼ぶ。寄贈資料の廃棄や譲渡は、まだ理解が得られやすい反面、寄託資料の廃棄は重大な議会案件となっていた。資料所有者の意向は当然であるが極めて重要であることがわかる。

#### 4. 資料の収集方針、廃棄や除籍に関する規則や要綱

奈良県立民俗博物館の事例でも言及されていたとおり、博物館で資料の廃棄が問題になるのは収集基準があいまいであることが影響している。コレクションマネジメントやコレクション管理という言い方で収集方針の文書化を啓蒙する報告も見られる。個々の館園が収集方針を作成するときの参考にするため、インターネットで見つけることができた閲覧可能な収集方針を記した文書を一覧しておく。

##### ○秋田県

横手市と小坂町に廃棄の規定がある。

小坂町立総合博物館郷土館資料規則<sup>(32)</sup>では、廃棄の実施は館長の権限であるが、教育長に資料廃棄届を提出して承認を得る必要がある。さらに、廃棄届を提出するには郷土館資料所蔵選定委員会の意見を聞くこととしている。小坂町の規則では判断は館長であるが事前に専門委員会への諮問、決定権は教育長となっており、判断は現場、決定は所属する上位組織という建付となっている。

小坂町立総合博物館郷土館資料規則

## 第5章 廃棄

### (廃棄)

第30条 館長は、郷土館資料が損傷して展示の価値を失ったとき、あるいはその他の理由により展示することができなくなったときは、それを廃棄することができる。

### (廃棄の手続)

第31条 館長は、郷土館資料を廃棄するときは、教育長に郷土館資料廃棄届（様式第10号）を提出して、その承認を得なければならない。

2 館長は前項の郷土館資料廃棄届を提出するにあたっては、あらかじめ郷土館資料所蔵選定委員会の意見を聞いて行うものとする。

横手市資料館等資料取扱要綱<sup>(33)</sup>は他の事例とは異なっている。廃棄に関する条文は「第9条 教育委員会は、不可抗力及びその他の理由により寄贈資料の資料価値が消滅したと認められるときは、受納した日から12月を経た後に、資料を廃棄することができるものとする」のみとなっている。主語は教育委員会のみであり、判断や手続きの主体についての記載が見えない。

### 横手市資料館等資料取扱要綱

#### (資料の廃棄)

第9条 教育委員会は、不可抗力及びその他の理由により寄贈資料の資料価値が消滅したと認められるときは、受納した日から12月を経た後に、資料を廃棄することができるものとする。

## ○栃木県

栃木県立博物館がコレクションマネジメントに関する規定を明文化している。同館については報道でも取り上げられることが多い。内容や運用については2023年7月に開催された令和5年度全国博物館長会議（第30回）で「栃木県立博物館資料の収集、保管、活用等に関する要綱」が「栃木県立博物館のコレクションマネジメント関連規定とその運用」のなかで公表されている<sup>(34)</sup>。同館は2021年に1558平方メートルの

新収蔵庫を稼働させ、収蔵スペースを1.6倍に増加させた<sup>(35)</sup>。また、体系的なコレクション管理の実践例として今年2024年9月にも新聞報道されている<sup>(36)</sup>。

注目を集める収蔵庫の建築や室内の様子は施工業者が自社ウェブページで詳しく紹介しており参考になる<sup>(37)</sup>。

## ○東京都

豊島区立郷土資料館資料収集管理要綱<sup>(38)</sup>に廃棄の規定がある。この要綱では廃棄と除籍について定義をしてから具体的な条文という構造となっている。廃棄や除籍には資料調書を作成し必要に応じて学識経験者に意見を聴取したうえで行うとし、資料館に資料の廃棄及び除籍の記録を保存することを義務付けている。用語については後述する。

### 豊島区立郷土資料館資料収集管理要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、豊島区立郷土資料館（以下「資料館」という。）が、豊島区立郷土資料館条例（昭和59年条例第18号）第3条第1項に規定する資料の収集、管理、利用、廃棄等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### [中略]

(4) 廃棄 資料館の保管を要さなくなった収蔵資料について、資料としての用途を廃止する行為をいう。

(5) 除籍 廃棄または返還した収蔵資料を、資料台帳から削除し、登録を抹消することをいう。

#### [中略]

#### (廃棄及び除籍)

第16条 資料館は、収蔵資料を正確に把握し、適正な資料構成を維持するため、その価値を失ったと認められる資料その他の収蔵す

ることが適当でない認められる資料について、廃棄及び除籍することができる。

- 2 資料を廃棄及び除籍する場合は、第 17 条および第 18 条に定める基準に基づき廃棄・除籍資料調書を作成し、必要に応じて学識経験者に意見を聴取したうえで行うものとする。
- 3 資料館は、資料の廃棄及び除籍の記録を保存しなければならない。

(廃棄)

第 17 条 廃棄の対象となる資料等及びその基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 汚損、破損が著しく、補修が不可能であり、資料価値を失ったと認められるもの
- (2) 時間の経過等により、資料価値を失ったと認められるもの
- (3) 同種の資料を複数収蔵しているときにおいて、時間等の経過により、利用の可能性が低下し、複数収蔵する必要がないと判断されたもの
- (4) 資料の状態、資料構成、利用頻度、展示、調査・研究、教育普及その他の活用、及び収蔵能力等を総合的に判断して、収蔵することが適当でない認められる資料

- (5) 保存を必要としない複製物

(除籍)

第 18 条 資料館は、収蔵資料を廃棄したとき、又は寄託資料を返還したときは、除籍しなければならない。

- 2 除籍の対象となる資料及びその基準は、次の各号のとおりとする。
  - (1) 第 9 条第 2 項に規定する資料点検及び調査の結果、所在不明となった資料又は資料台帳への誤登録であることが判明した資料で、除籍することが適当と認められるもの
  - (2) 貸出し期間中に紛失した資料で、現物弁償が不可能なもの

- (3) 予期し得ない災害その他の事故により、滅失した資料

- 3 資料館は、資料を除籍するときは、除籍台帳に必要事項を記録し保存しなければならない。

## ○神奈川県

川崎市市民ミュージアムは 2019 年 10 月の令和元年東日本台風で地下収蔵庫が浸水、数十万点以上にのぼる大量の被災資料が生まれたことを受け 2020 年 2 月に「川崎市市民ミュージアム被災収蔵品の取扱について」<sup>(39)</sup>を策定した。これに基づき、現在に至るまで資料の処分、おそらく廃棄が続けられている。

川崎市市民ミュージアム被災収蔵品の取扱について (令和 2 年 7 月作成)

- (1) 被災収蔵品の処分に関する運用基準

ア 収蔵場所からの流出等により現物が確認できなかった場合

イ 被災状況が酷く、複製印刷物などで市民ミュージアム以外でも存在が確認できた又は同一のものが入手できる場合

ウ 被災状況が酷く、素材が変質するなどして、劣化又は破損しており、原形に戻すことが困難で次に掲げる場合 (ア) 現状のままでも収蔵品としての価値が損なわれている場合

(イ) 他の収蔵品に対して保存上の危険を生じさせる場合

エ 当該作品・資料に関する調査・分析が十分にされた上で、その結果が公表され、全ての関連記録がしっかりと保存されている場合 オ 埋蔵文化財等は「川崎市教育委員会埋蔵文化財等取扱要領」の定めるところによる。

- (2) 運用に当たっての所定の手続き

ア 作品・資料にある権利、収蔵時に付随した特別な条件が、その後の作品・資料の処分を妨げないこと。

イ 他の博物館・美術館・図書館等で、被災した作品・資料と同一のものを保有している

かを確認すること。また、複製作品等は、新たに複製できるか

又は購入できるかを確認すること。

ウ 文化的、歴史的、芸術的及び教育的価値の評価を行い、必要に応じ当該分野の専門家の意見を求めること。エ 保存することで安全衛生上等の危険を生じさせるような場合、専門家による調査・状態報告を受けること。オ 作品・資料の評価額を把握することとし、必要に応じ専門家による評価額を算定すること。

カ 処分をする場合は、手続きを永久的な記録として保存し、処分リスト等は閲覧可能とすること。

#### ○滋賀県

愛荘町立歴史文化博物館の管理運営に関する規則<sup>(40)</sup>に廃棄の文字が見える。ただし、廃棄が現れるのは1か所であり、「第5条 館長は、次の事項を専決する。(中略)(3) 資料の選択、収集および廃棄に関すること」のみである。付帯事項は無い。この規則の場合、廃棄の基準、廃棄の判断主体や決定権者などの定めが無く、館長が独自に判断して実施することが可能に読める。

愛荘町立歴史文化博物館の管理運営に関する規則

(専決事項)

第5条 館長は、次の事項を専決する。

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 博物館の管理運営に関する規則の実施に関すること。
- (3) 資料の選択、収集および廃棄に関すること。
- (4) 博物館施設の利用に関すること。
- (5) その他軽易な事項

#### ○高知県

2023年から高知県立歴史民俗資料館資料収集方針・収蔵のあり方検討委員会が始まり2024年7月までに開催された3回分の議事概要が公開されている<sup>(41)</sup>。方針策定のための会議であるが、発言内容など参考に

なるため紹介しておく。たとえば、大きさを根拠に収集を判断するのは本旨に反するという発言がある。前後のやりとりが不明であるが、物体の大きさから収集を断念することや銘板のみの記念碑的収集などは通例ではないか、など思考実験の刺激になるだろう。

#### ○熊本県

熊本博物館及び熊本市塚原歴史民俗資料館資料取扱要綱<sup>(42)</sup>が廃棄に言及している。関係するのは第21条と第22条のみであるが、廃棄の権限は博物館にあり、ただし資料取扱審議機関との協議が必要という構造である。要綱に記載された資料の収集種別は寄贈と寄託の2種に限られ、購入資料や製作資料は初めから除外されている。

我々が注目したのは別記様式第6号(第20条関係)「寄贈申込書」[熊本博物館長あて]に明記された「寄贈資料の展示、収蔵等の取扱い及び廃棄処分に関する全ての権限を熊本博物館長に移譲することを承諾します」、同様式第7号(第20条関係)「資料受領書」[発信者は熊本博物館長]にある「寄贈資料の展示、収蔵等の取扱い及び廃棄処分に関する全ての権限は、熊本博物館長に帰属させていただきますのでご了承ください」という2つの文章である。博物館への資料寄贈は、必ずしも物体の永久保存ではないことをあらかじめ寄贈者に宣言している。

熊本博物館及び熊本市塚原歴史民俗資料館資料取扱要綱

(寄贈資料取扱いの権限)

第21条 寄贈資料の展示、収蔵等の取扱いに関する権限は、博物館又は資料館にあるものとする。

(寄贈資料に関する廃棄)

第22条 寄贈資料に関する廃棄処分については、資料取扱審議機関が協議するものとする。

以上、本論で紹介したのはすべてインターネットで公開されている要綱や規則である。大半の要綱や規則はネット未公開であるので、館園においては直接の情報交換も有効な情報収集の手段である。ところが、実

際には市町村相互の情報交換の機会が少ない。この点の改善が今後の課題でもある。

## 5. 資料の選別と廃棄譲渡への道筋

### 1) 用語の整理

上で見た資料収集の基準や要綱には、廃棄や処分、除籍といった言葉が館園によって異なって意味で用いられていることがわかる。詳しく記述している「栃木県立博物館資料の収集、保管、活用等に関する要綱」と「豊島区立郷土資料館資料収集管理要綱」の例を参考に一応の整理をしておきたい。

栃木県立博物館資料の収集、保管、活用等に関する要綱は、資料の取り扱いに関する全体の構成が「収集、保管、活用、除籍」となっており、処分や廃棄の上位概念に除籍が位置している。除籍のなかで処分や移管、譲渡が記されている。実際の行為を考えると除籍は手続きであり、その後に処分や移管、譲渡が行われるという手順となる。「栃木県立博物館のコレクションマネジメント関連規定とその運用」で公表された部分に「廃棄」の文字は無い。よって、処分は廃棄と同等の意味で用いられていると判断できる。

豊島区立郷土資料館資料収集管理要綱では、第2条が用語の定義で「収集、登録、保管、廃棄、除籍」が並んでいる。廃棄は「資料としての用途の廃止」と定義されている。これだけでは意味をつかみにくいが、物理的滅失を必ずしも意味するものではなく、廃棄後に譲渡や売却も可能なように見える。除籍は「資料台帳から削除し、登録を抹消すること」とあるので廃棄や返還にともなう手続きと読める。要綱の廃棄と除籍の定義を見ると、廃棄は積極的な行為に限定して用い、館内での行方不明、貸出期間中の紛失、災害など不可抗力による事故は廃棄の手続を経ないで除籍がおこなわれる。廃棄の対象基準で我々が注目するのは、第17条で複数収集、教育普及その他の活用や収集能力も判断の対象に含めていることである。廃棄や除籍の対象となる資料は下の様に定めている。なお、豊島区立郷土資料館条例には廃棄や譲渡の文字は無い

以上2つの要綱を参考に整理すると、除籍は廃棄や

移管譲渡に関する手続き、処分は多義的であるが廃棄と同義、廃棄は実際の物質的な行為と使い分けができる。なお、議事録や報道では「廃棄処分」のような添語として使われることが見られるが、この場合は独自の意味を持たないように見える。「処分」の語はとくに多義的であると考え、本論で「処分」の語を用いているのは引用やそれに関わる部分だけに留めている。

### 2) 廃棄が生じるタイミング

上述した資料廃棄の報道事例から、博物館の収蔵資料から廃棄が生じるタイミングにはいくつかの類型が読み取れる。それは、①奈良県立民俗博物館のように施設や設備の故障、②北海道江別市のような施設の建設や土地の売却などによる収蔵庫そのものの撤去、③川崎市市民ミュージアムで発生したような自然災害による収蔵庫の浸水や破壊、④茅ヶ崎市博物館の例のような何らかの理由による収蔵場所の移転、⑤長野県筑北村のような自治体合編、⑥宮崎県木城町であったような非専門職員による不用意な廃棄、などである。

⑥は専門職員や担当者の設定と研修などにより回避が可能と考えるが、①から⑤は正常に博物館活動をおこなっていても直面する内容である。収蔵スペースの不足から廃校の校舎や体育館を収蔵代わりに使用する場合でも、校舎の老朽化による雨漏りなどの劣化は必然的に訪れる。

### 3) 資料選別の議論1：資料価値の要素

実際に資料を廃棄するには、「2-1) 博物館資料の価値を分解する」で見たような要素に分けた考察が行なわれている事例が多い。少なくとも、①資料の物質面からの考察、そして②資料の情報面からの考察、この2方向からの議論が求められる。

### 4) 資料選別の議論2：博物館の目的や制度から

#### ①収集基準との適合性

そもそも収集基準が存在するか、文章化されているか、共有されているか、公開されているかといった問題があるが、資料の選別を議論する場合、収集基準との適合性がまず議論されるべきと考える。

#### ②収集経過の正統性

本研究の科研費の応募時点での仮説は「選別を経な

いで収集された資料が相当数ある」ことが資料の無秩序な増加と廃棄候補となる資料を生んでいるというものであった。だから受け入れ後の廃棄は順番が異なる選別として正当化されるという考えで始めた。しかし、実際には選別して収集した資料でも廃棄している場合があることが紹介した報道などから明らかとなっている。

そのような事態を生む収集経過の正統性は検討すべき内容と考える。

### 5) 選別の基準3：原所有者や寄贈者からの議論

本論が対象とする公立博物館の民俗資料では、資料の多くは寄贈により収集され、多少なりとも寄贈者や使用者、地域の関係者との関わりが存在する。資料を選別する場合、物体や情報、学術的価値といった専門化的視点とは別に、地域との関係という視点からも資料の評価をする必要がある。具体的には下の3つ程度が考えられる。いずれも対象は寄贈資料であり、論点は寄贈者の納得が得られるかどうかにある。

#### ①原所有者の資料評価

原所有者や寄贈者による資料の評価は、地域の博物館としては資料の選別では考慮の対象となる、つまり学術的価値とは別に寄贈者の心情も資料価値の評価対象と考える。

#### ②寄贈の目的：保存か供養か

博物館への寄贈資料のなかには、保存が目的ではなく捨てるに忍びなくいわば「供養」を求めたケースが存在すると推測する。供養ならば「焚き上げ」に相当する措置を経た廃棄が可能であろう。公立博物館では宗教的行為は禁忌であるが、譲渡会など廃棄しない形での放出は放生会に、記録保存は墓碑に相当するのではないだろうか。このように供養に相当する行為で寄贈者の納得が得られるのであれば資料の処分も選択肢の一つとして可能だろう。

民俗資料に限って言えば、資料の保存にも文書と同様の保存年限を組み入れることも考えられる。これは博物館に民俗資料を持ち込む寄贈者の目的が保存ではなく、供養にあるとする仮説に立った措置である。

## 6. 現所蔵館以外での保存活用あるいは廃棄への道筋

### 1) 他館への移譲

#### ①国立館や県立館への移譲

学術的価値が高い資料の場合、保存環境や研究者への便益を優先して国立館や県立館への移譲が選択肢として存在する。自然史資料では比較的に見られる判断である。その場合、提供元となった地方館には、移譲先から展示用レプリカが寄贈されることが通例と思われる。

ところが前述のとおり奈良県立民俗博物館の資料については、市町村へ移譲するという知事の発言があった。先例では、安房博物館など、千葉県では県立博物館が施設も資料もまるごと所在地の自治体に引き渡された例がある。財政状況が厳しい現在では、市町村が都道府県に預ける方策は難しくなっているのかも知れない。

#### ②国内外の専門館への移譲

専門性が高い資料は、専門館への移譲が考えられる。たとえば、北海道の浦幌町立博物館が寄贈を受けた理容店の利用道具を東京の理容ミュージアムに移譲を検討中という（持田 2024）。

自然史資料であれば、寄贈資料を登録した後に専門家のいる博物館に移譲することは民俗資料よりも頻繁に見られるのではないだろうか。愛好家の収集資料は「人格が宿った資料」ではあるものの、長く使用された道具や身の回りの品に比べれば人格性は低く、自然史資料の地域での所蔵へのこだわりは少ないのかも知れない。

#### ③地域での分担収蔵

世間には隣接する郷土館はどこに行っても展示が同じでマイクロコスモスとして完結しているという指摘が存在する（日本展示学会編 2001）。土器や石器、古い道具類など。もちろん専門的な見地や学問的な評価は異なるが、この印象が生じるのは展示資料の収集対象や収集時期や類似していることも一因だろう。先史時代を含め歴史や文化を共有していれば、収集対象となる生活や産業の資料は同様のものとなる。そこに独自性を打ち出すには、持田（2024）が提案したよう

な郷土館に独自性や専門性の高いコレクションを持たせ、それぞれが専門館として分担収蔵するのが一つの方法ではないだろうか。

地方小規模館でも化石の博物館、特定の分類群の生物の博物館、人物を対象にした文学館や美術館などは独自性が高い。そうではなく、郷土の歴史や文化を対象にした博物館を継続しつつ独自性を持つには、民俗資料や考古資料を対象にしたなかでの専門館という可能性があると考える。たとえば、産業資料なら農業、漁業、林業での専門化、生活用具でも家電製品、家具、台所用具などへの特化などである。

資料の選別を巡る議論は、資料の選別の議論から地方博物館のあり方に議論が一段高まる可能性があり、そうあるべきと考える。

## 2) 個人への譲渡や売却

これは博物館での保存から外れ、個人コレクションや単なる物品としての利用である。筑北村や北栄町のように直接個人が受け取る場合、競売を経ることもあり得るだろう。ICOMの倫理規定では、そのようにして得られた金銭は資料の購入に充てることが奨励されているが、このあたりの議論は日本国内では少なくとも公開の場では行われていないようである。

## 3) 資料選別の意志決定

収蔵資料から外れる資料が生み出されるには、当該資料を選別するという意志決定が必要である。意志決定の参加者の範囲や人数、属性や専門性も議論の対象となるだろう。全くの趣味の個人コレクションではひとりで心の内での決定も可能であるが、公立博物館の資料は住民全体の財産であり慎重な議論が必要となる。

意志決定の範囲は、担当学芸員や学芸員職員のみ、館長、教育委員会、博物館協議会、資料選定委員会などがあるだろう。意志決定者の専門性と多様性は、担当学芸員が専門性の高さと多様性の低さの極限であり、対極には住民全体が位置する(図1)。意志決定には専門性と多様性の両面から妥当性を問うことが必要かもしれない。

## 4) 自治体財産としての位置付け

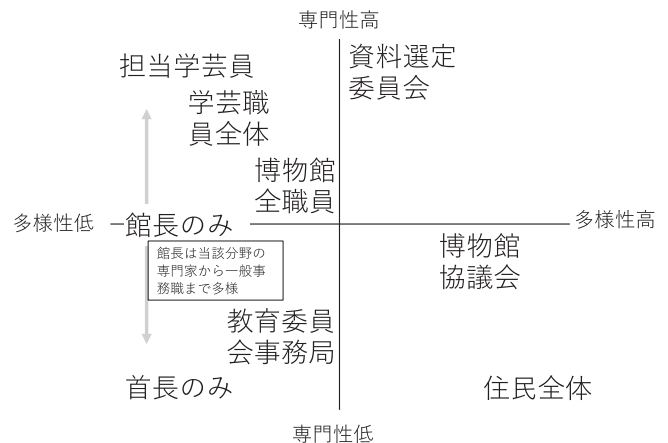


図1 資料選別者の専門性と多様性

公立博物館の資料は、自治体によって財産としての位置付けが異なっている。民俗資料のほとんどは寄贈資料である。購入品が普通である美術資料とは異なり評価額は存在しない、そもそも金額評価を行っていないことが通例である。寄贈資料では財産目録には掲載せず、法的な位置付けが曖昧なままの博物館資料も存在する。予算の多寡から県立博物館では備品として扱うことが多い一方、市町村立館では備品登録などの手続きはせずに資料としている場合が多いと推測される。

この点は、廃棄の可否を超えた公立博物館の博物館資料に関する論点である。

## 5) 量産品の議論

奈良県立歴史民俗博物館の言説の多くは、資料を「民具」として議論されている。そのため「おなじ資料」は、おなじように見えるが少しずつ異なる手作り製品であり、数多く収集することで地域の特性が見えてくるといふ議論が可能である。ところが、民俗資料には家内工業的な量産品、そして製作機械による大量生産品が存在する。「おなじ資料」とされる資料も、民具では個別性が議論可能であるが、量産品は製造上の誤差や形式の小規模な変更を除けば同じ資料であり、大量生産品の「おなじ資料」は同一の金型から製造される文字通りの同一品である。民具を想定した安易な廃棄の戒めや同等品の複数収集の正統性は、量産品には成立しない。量産品の複数収集や他館との重複資料の意義、

あるいは収集のあり方は新しい議論として起こす必要がある。

この点に関する議論は本論の範囲を超えるため、別の機会に発表したい。

## おわりに

博物資料を手放すことは収蔵スペースが固定されたまま収集活動を継続していれば必然的に発生する。資料の廃棄は博物館にとっては最終手段であり、できるだけ回避すべきであるし、そうしたいのが学芸員の心情であろう。そこで、資料の処分や廃棄の基準を自ら定めることを回避し、国や文化庁の方針を待つのも一案ではある。しかし、博物館の目的や役割、収蔵資料の価値は館それぞれによって異なうえ、国や文化庁が作成する指針はガイドライン的なものになることが見込まれる。結局、資料の廃棄や譲渡に関する基準の具体的な内容は、個々の博物館が独自に作り出すことが必要となるだろう。本論がその手掛かりとなることを願っている。

収蔵スペースの不足が明るみになったのと同時に、台帳の不備も明るみになった。これは博物館の本来業務が後回しになっていたことの現れである。現在の博物館は、資料の保存という根幹業務より学校教育への協力や社会的役割への期待など派生的機能や応用業務に忙殺されている。

さらに言えば、建物の建て替えや個人の遺品など、大半の物品は博物館との接点が無いままに廃棄されている。そのなかには産業資料や研究者資料のように、公立博物館が収集対象にすべきと思われる貴重な品も数多い。現状では産業資料は企業など私立博物館や私立大学が文字通り私財を投じて保存している。国立科学博物館が維持できなくなったYS-11を茨城県のテーマパーク「ザ・ヒロサワ・シティ」にある科博廣澤航空博物館へ移管して公開している例<sup>(43)</sup>など典型である。

高度経済成長期以来、公立博物館や資料館の相当部分は郷土博物館として民具の収集展示の役割を担ってきた。それから半世紀以上を経た現在、公立博物館や

地方博物館の役割や機能は見直しの時期に来ている。博物館の内部では、聞き取りノートや図版の原画などの「中間生成物」が資料の扱いを得ないまま長く宙に浮いている。

資料の廃棄問題は、現代における博物館の収集資料の在り方や将来計画にも関わる課題である。

## 註

※インターネット資料の閲覧は注記のないものは2024年9月10日検索

- (1) E2708 - 「博物館の収蔵コレクションの現状と課題を考える」〈報告〉 | カレントアウェアネス・ポータル  
<https://current.ndl.go.jp/e2708>
- (2) トップ | 「民俗資料」の収集保存基準と検索名称の開発：工場部品から日記まで  
<https://nodaiweb.university.jp/muse/unisan/minzoku/minzoku.html>
- (3) 「価値ないものも受け入れ」奈良の博物館、一時休止展示方針を検討 [奈良県] : 朝日新聞デジタル 2024-7-11  
<https://digital.asahi.com/articles/ASS7B45CPS7BPOMB002M.html>
- (4) 県立民俗博物館 山下知事“保存資料の廃棄も検討” | NHK 奈良県のニュース 2024-7-10  
<https://www3.nhk.or.jp/lnews/nara/20240710/2050016463.html>
- (5) 民具（有形民俗文化財）の廃棄問題に対する声明  
[https://www.mingu-gakkai.com/seimei\\_20240718.php](https://www.mingu-gakkai.com/seimei_20240718.php)
- (6) 加藤幸治 奈良県知事の収蔵品廃棄発言と、その背景にある本当に考えなければならないこと | 美術手帖  
<https://bijutsutecho.com/magazine/insight/29303>
- (7) 令和6年7月10日（水曜日）知事定例記者会見 / 奈良県公式ホームページ  
<https://www.pref.nara.jp/66893.htm>
- (8) 令和6年7月30日（火曜日）知事定例記者会見 / 奈良県公式ホームページ  
<https://www.pref.nara.jp/67041.htm>
- (9) 奈良県立民俗博物館の展示室一時休止 - 民俗資料の収

- 集・保存のこれまでと今後の方向性  
<https://www.pref.nara.jp/secure/312184/R60730teirei2.pdf> 1.4 MB
- (10) 奈良県立民俗博物館の本館展示室を臨時休館 - 7月3日から9月11日まで、空調設備の不具合で | 奈良新聞デジタル 2023-5-25  
<https://www.nara-np.co.jp/news/20230525212503.html>
- (11) 本論の著者のひとり宇仁の2024年7月14日の観察による
- (12) 県立大が植物標本1万点廃棄 寄贈した団体が説明求め要望書 | NHK 奈良県のニュース 2024-7-22  
<https://www3.nhk.or.jp/news/nara/20240722/2050016552.html>
- (13) 故岩田重夫氏の植物標本廃棄についての要望書  
<https://drive.usercontent.google.com/download?id=1cYCWU4x39aMTyZj8W5kR12UoyaDK0XJ&export=download&authuser=0> pdf 82KB
- (14) 【お詫び】旧文化財整理室保管資料の処分につきまして | 北海道江別市公式ホームページ  
<https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/kyodo/121456.html>
- (15) 寄贈された開拓期時代の農機具など600点を江別市が市民に知らせることなく処分“文化財を考える会”「ありえない」と抗議 - YouTube 【映像】HBC ニュース 2023-10-23  
<https://www.youtube.com/watch?v=ufGgpRyfzUI>
- (16) 市民寄贈の郷土資料を無断で処分 市民団体が抗議 北海道江別市 | 毎日新聞 2023-10-29  
<https://mainichi.jp/articles/20231029/k00/00m/040/179000c>
- (17) 郷土資料をご寄贈いただいた皆様へ | 北海道江別市公式ホームページ  
<https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/kyodo/122889.html>
- (18) 旧大麻文化財整理室収蔵資料廃棄処分に係る報告書について | 北海道江別市公式ホームページ <https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/site/kyouiku/122890.html>
- html
- (19) 「古民具市」開催予告 | 米川・里山だより  
<https://miyagi-yonekawa.com/> 「古民具市」開催予告/
- (20) ?古民具市?開催! | 米川・里山だより  
<https://miyagi-yonekawa.com/> 開催! /
- (21) 川崎市 / 市民ミュージアム 収蔵品レスキューについて  
<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000122172.html>
- (22) 令和5年度第1回茅ヶ崎市博物館協議会会議録  
[https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/055/682/R5dailkai.pdf](https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/055/682/R5dailkai.pdf) 1.5 MB
- (23) 筑北村の収蔵物 村民に無償譲渡へ | 政治・経済 | 株式会社市民タイムス 2023-2-17  
<https://www.shimintimes.co.jp/news/2023/02/post-20990.php>
- (24) 解体の旧輪島市民俗資料館 売却する所蔵品公開きょう入札 | SHOSHO | 石川県立図書館 新聞記事の書誌情報のみ 2011-12-4  
<https://www.library.pref.ishikawa.lg.jp/shosho/detail/orgn/D000165553>
- (25) 広報とよあけ 2019年(3月1日)(868) | NDLサーチ | 国立国会図書館 12p  
「民俗資料の整理」生涯学習課生涯学習・文化財係  
現在、市民のみなさんに寄贈していただいた昔の生活用具などの民俗資料を整理しています。その中で、破損の程度が著しいものなどについて、処分を検討しています。ご理解をお願いいたします。  
<https://ndlsearch.ndl.go.jp/books/R100000039-I12717625> pdf 13.5 MB
- (26) 平成30(2019)年度第4回豊明市文化財保護委員会会議録  
<https://www.city.toyoake.lg.jp/secure/3348/bunkazaiH31-3.pdf> pdf 74 KB
- (27) 平成30年度第1回北栄町歴史民俗資料館運営委員会議事録(2024年2月4日閲覧)  
2024年9月10日現在リンク切れ、固有名詞は削除し

- た
- (28) 令和3(2021)年度第1回伊予市文化財保護審議会議事録  
<https://www.city.iyo.lg.jp/shakaikyoku/bunkazai/documents/bunkazai-hogo-shingikai-record-r3-1.pdf> 657 KB
- (29) 預かり史料を無断処分 木城町教委 - Miyanichi e-press 宮崎日日新聞 2014-7-31  
[https://www.the-miyanichi.co.jp/kennai/\\_7205.html](https://www.the-miyanichi.co.jp/kennai/_7205.html)
- (30) 第三者委が報告書公表 木城町文化財廃棄問題 - Miyanichi e-press 宮崎日日新聞 2016-6-2  
[https://www.the-miyanichi.co.jp/kennai/\\_19493.html](https://www.the-miyanichi.co.jp/kennai/_19493.html)
- (31) 平成28(2016)年第5回(定例)木城町議会会議録(第2日) 38-55 ページ  
<https://www.town.kijo.lg.jp/material/files/group/5/H28teirei5day2.pdf> 449 KB
- (32) 小坂町立総合博物館郷土館資料規則  
[https://www.town.kosaka.akita.jp/section/reiki\\_int/reiki\\_honbun/c311RG00000252.html](https://www.town.kosaka.akita.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/c311RG00000252.html)
- (33) 横手市資料館等資料取扱要綱  
[https://www1.g-reiki.net/city.yokote/reiki\\_honbun/r206RG00000843.html](https://www1.g-reiki.net/city.yokote/reiki_honbun/r206RG00000843.html)
- (34) 令和5年度全国博物館長会議(第30回)の開催について | 文化庁  
<https://www.bunka.go.jp/gyoji/93903701.html>
- 栃木県立博物館のコレクションマネジメント関連規定とその運用  
[https://www.bunka.go.jp/gyoji/pdf/93910501\\_06.pdf](https://www.bunka.go.jp/gyoji/pdf/93910501_06.pdf) 828 KB
- (35) 増える収蔵品、悩む博物館 全国の6割が「満杯状態」 [栃木県]: 朝日新聞デジタル 2021-6-18  
<https://digital.asahi.com/articles/ASP6K77CTP6JUUB00R.html>
- (36) 「モノか人が潰れる」 収蔵庫パンクに博物館が悲鳴 解決のカギは | 毎日新聞 2024-9-15  
<https://mainichi.jp/articles/20240904/k00/00m/040/288000c>
- (37) 栃木県立博物館収蔵庫 | ゆざわアーキデザイン株式会社  
<https://yuzawa-arch.com/works/1080>
- (38) 豊島区立郷土資料館資料収集管理要綱  
[https://www1.g-reiki.net/toshima/reiki\\_honbun/1600RG00002593.html](https://www1.g-reiki.net/toshima/reiki_honbun/1600RG00002593.html)
- (39) 川崎市市民ミュージアム収蔵品レスキューの状況及び被災収蔵品の処分について(2023-2-9)の8pに掲載  
<https://www.city.kawasaki.jp/250/cmsfiles/contents/0000122/122172/230209Hodohappyshiryo.pdf> 5.5 MB
- (40) 愛荘町立歴史文化博物館の管理運営に関する規則  
[https://www.town.aisho.shiga.jp/section/reiki\\_honbun/r304RG00000253.html](https://www.town.aisho.shiga.jp/section/reiki_honbun/r304RG00000253.html)
- (41) 第1回高知県立歴史民俗資料館資料収集方針・収蔵のあり方検討会 | 高知県  
<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2023040600281/>  
\* 第2回と第3回の検討会へのリンクがある
- (42) 熊本博物館及び熊本市塚原歴史民俗資料館資料取扱要綱  
<https://tsukawara.kumamoto-city-museum.jp/application/files/6916/1802/0952/1.pdf> 190KB
- (43) 「YS-11」量産初号機公開プロジェクト // 国立科学博物館 National Museum of Nature and Science, Tokyo  
<https://www.kahaku.go.jp/news/2020/YS-11/>

## 引用文献

- 宇仁義和 2024 「問題提起「あふれかえる民俗資料の未来」」『横浜フォーラム2023「フランスから考える民俗資料の収集保存と活用方法」報告書』(民俗資料保存活用研究会編) 民俗資料保存活用研究会 pp.1-10
- 宇仁義和・持田誠・石井淳平 2023 「2023年4月施行の改正博物館法に向けた議論の検証と法的課題」博物館学雑誌第49巻第1号 pp.91-106. 全日本博物館学会.
- 樫村賢二 2024 「民具の除籍について—『新鳥取県史 民俗2 民具編』編さんにおける民具調査から民具廃棄問題へ—」『民具を継承する 安易な廃棄を防ぐために: 第18回無形民俗文化財研究協議会報告書』(国立文化財機構東

- 京文化財研究所無形文化遺産部編) 国立文化財機構東京文化財研究所無形文化遺産部 pp. 57-72.
- 川邊咲子 2022 「民具の「緩やかな保存」考一物のライフサイクルの視点から」農村計画学会誌第41巻第1号 pp. 6-9. 農村計画学会.
- 川邊咲子 2024 「民具の「緩やかな保存」の提案」『民具を継承する 安易な廃棄を防ぐために：第18回無形民俗文化財研究協議会報告書』(国立文化財機構東京文化財研究所無形文化遺産部編) 国立文化財機構東京文化財研究所無形文化遺産部 pp. 73-91.
- 杉本裕史 2019 「「お別れ展示」による収蔵品の譲渡について」『第18回文化資源学フォーラム「コレクションを手放す—譲渡、売却、廃棄」』(2018年度「文化資源学フォーラムの企画と実践」履修生編) 東京大学大学院人文社会科学系研究科文化資源学研究室 pp. 10-18.  
直リンク [https://www.l.u-tokyo.ac.jp/CR/pdf/forum18\\_report.pdf](https://www.l.u-tokyo.ac.jp/CR/pdf/forum18_report.pdf) 62.4 MB  
「フォーラム | 東京大学大学院人文社会科学系研究科文化資源学研究室」にはページ中程に上のリンクがある  
<https://www.l.u-tokyo.ac.jp/CR/forum/forum18.html>
- 戸尾任宏 1975 「伝えられたものを承けて」新建築1975年4月号 p. 176. 新建築社.
- 布谷知夫 2002 「博物館資料としての情報」博物館学雑誌第27巻第1号 pp. 1-11. 全日本博物館学会.
- 福井千衣 2004 「フランスの博物館と法制」外国の立法 No. 222 pp. 100-122. 国立国会図書館.
- ベルトン, アリス 2024 「フランスの博物館と民俗資料の収集保存と活用」『横浜フォーラム2023「フランスから考える民俗資料の収集保存と活用方法」報告書』(民俗資料保存活用研究会編) 民俗資料保存活用研究会 pp. 35-62.
- 松浦淳子・吉田優 1996 「資料」『博物館学事典』(倉田公裕監修) 東京堂出版 p. 144.
- 持田誠 2024 「民俗資料の収集と保存に関する小規模地方博物館の状況」『横浜フォーラム2023「フランスから考える民俗資料の収集保存と活用方法」報告書』(民俗資料保存活用研究会編) 民俗資料保存活用研究会 pp. 11-33.

## 追記

長野県筑北村の事例に関しては、校正の段階で下の記事が見つかった。

昔の警察官の制服、蓄音機など珍品も！「地域のお宝」住民に譲渡 古民具など資料館廃止「使って保存を」 | 長野県内のニュース | NBS 長野放送 2023-3-21

<https://www.nbs-tv.co.jp/news/articles/?cid=13374>  
珍品も！「地域のお宝」住民に譲渡 古民具など資料館廃止「使って保存を」 - YouTube NBS 長野放送 ニュース 2023-3-17

<https://www.youtube.com/watch?v=3-6XPrj6drs>

## 出版後の追記

本報告に至る調査は科研費基盤研究C(課題番号: 23K00959)の助成を受け行われた。